

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部国民健康保険課 №.001

処 分 名	被保険者証の返還の命令
処 分 の 概 要	春日市の国民健康保険に加入しているが、災害など特別な事情がないのに保険税を滞納している場合、被保険者証の返還を求めることができる。
根拠法令等・条項	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第3項
処 分 基 準	<p>災害等その他の特別の事情がないのに、保険税を滞納している世帯主に対して、その世帯にかかる被保険者証の返還を求めることができる。なお、世帯主が被保険者証を返還したときは、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書を交付する。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合がこの処分に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

## 根拠法令及び 関係法令等の抜粋

### ■国民健康保険法

第9条第3項 市町村は、保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この項、第7項、第63条の2、第68条の2第2項第4号、附則第7条第1項第3号並びに附則第21条第3項第3号及び第4項第3号において同じ。）を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第6項及び第8項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

### ■国民健康保険法施行令

第1条 国民健康保険法（以下「法」という。）第9条第3項に規定する政令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事由により保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盜難にかかったこと。
- 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 5 前各号に類する事由があつたこと。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部国民健康保険課 №.002

処 分 名	一部負担金の不払いによる徴収
処 分 の 概 要	春日市の国民健康保険に加入している被保険者が医療機関等で支払う一部負担金の支払い請求に応じない場合、医療機関等の請求に基づき、徴収金として回収することができる。
根拠法令等・条項	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第2項
処 分 基 準	<p>春日市の国民健康保険の被保険者が医療機関等で支払う一部負担金の支払請求に応じず、医療機関等が注意をもって支払いを受けることに努めたにも関わらず、その請求に応じないときは、保険者は、医療機関等の請求に基づき、徴収金として回収することができる。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合がこの処分に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■国民健康保険法

第42条第2項 保険医療機関等は、前項の一部負担金（第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあっては、当該現ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該現額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部国民健康保険課 №.003

処 分 名	故意の場合の給付の制限
処 分 の 概 要	春日市の国民健康保険の被保険者が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、その疾病又は負傷にかかる療養の給付等は行わない。
根拠法令等・条項	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第60条
処 分 基 準	春日市の国民健康保険の被保険者が、自己の故意の犯罪行為・故意の疾病・故意の負傷をした場合には、その疾病又は負傷にかかる療養の給付は行わない。  なお、処分の性質上、個々の事案ごとに具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合がこの処分に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■国民健康保険法

第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付は、行わない。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部国民健康保険課 №.004

処 分 名	闘争、泥酔等の場合の給付の制限
処 分 の 概 要	闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかったり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等については、その全部又は一部を行わないことができる。
根拠法令等・条項	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第61条
処 分 基 準	春日部市の国民健康保険の被保険者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。  なお、処分の性質上、個々の事案ごとに具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合がこの給付制限に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■国民健康保険法

第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部国民健康保険課 №.005

処 分 名	療養に関する指示に従わない場合の給付の制限
処 分 の 概 要	春日市の国民健康保険の被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。
根拠法令等・条項	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第62条
処 分 基 準	春日市の国民健康保険の被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。  なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「正当な理由なし」に該当するかをしめすことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■国民健康保険法

第62条 保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部国民健康保険課 №.006

処 分 名	強制診断等の拒否の場合の給付の制限
処 分 の 概 要	春日市の国民健康保険の被保険者は、被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。
根拠法令等・条項	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条
処 分 基 準	春日市の国民健康保険の被保険者は、被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。  なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合に給付制限を行うかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■国民健康保険法

第63条 保険者は、被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

第66条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部国民健康保険課 №.007

処 分 名	保険税滞納の場合の保険給付の一時差止
処 分 の 概 要	春日市の国民健康保険の被保険者が特別の事情がないのにも関わらず国保税を滞納している場合には、保険給付の全部又は一部の支払を一時差止めることができる。
根拠法令等・条項	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2
処 分 基 準	春日市の国民健康保険の被保険者が特別の事情がないのにも関わらず国保税を滞納している場合には、保険給付の全部又は一部の支払を一時差止めることができる。  なお、処分の性質上、個々の事案ごとに具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合に「保険給付の差止め」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成28年4月1日）
備 考	

## 根拠法令及び 関係法令等の抜粋

### ■国民健康保険法

第63条の2 保険者は、保険給付（第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差止めるものとする。

- 2 保険者は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。
- 3 保険者は、第9条第6項（第22条において準用する場合を含む。）の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であって、前2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部 国民健康保険課 №.008

処 分 名	被保険者に対する不正利得の徴収
処 分 の 概 要	春日市の国民健康保険の被保険者が、偽りその他の不正の行為によって保険証等を使用した場合には、その給付の額の全部又は一部を徴収することができる。
根拠法令等・条項	国民健康保険法（昭和33法律第192号）第65条第1項
処 分 基 準	春日市の被保険者が、故意に偽り又はその他の不正の行為によって保険証を使用した場合には、その給付の額の全部又は一部を徴収することができる。  なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「偽りその他の不正の行為によって保険証を使用した」と示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■国民健康保険法

第65条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部 国民健康保険課 №.009

処 分 名	国保医に対する連帯納付の命令
処 分 の 概 要	春日市の国民健康保険の被保険者が、偽りその他の不正の行為によって保険証等を使用した場合、医師等が保険者に提出する診断書に虚偽の記載をしたためその保険給付が行われたものであるときは、その医師等に対し、保険給付を受けた者に連帯して不正利得の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第65条第2項
処 分 基 準	春日市の国民健康保険の被保険者が、偽りその他の不正の行為によって保険証等を使用した場合、医師等が保険者に提出する診断書に虚偽の記載をしたためその保険給付が行われたものであるときは、その医師等に対し、保険給付を受けた者に連帯して不正利得の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。  なお、処分の性質上、個々の事案ごとに具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合がこの処分に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■国民健康保険法

第65条第2項 前項の場合において、保健医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第1項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帶して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部国民健康保険課 №.010

処 分 名	療養取扱機関の費用の返納の命令等
処 分 の 概 要	病院や指定訪問看護事業者が偽りや不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払い等を受けたときは、その病院や指定訪問看護事業者に対して、支払った額を返還させることができるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。
根拠法令等・条項	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第65条第3項
処 分 基 準	<p>春日市の国民健康保険の被保険者が受診した病院や指定訪問看護事業者が、偽りや不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払い等を受けたときは、その病院や指定訪問看護事業者に対して、支払った額を返還させることができるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合がこの処分に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■国民健康保険法

第65条第3項 保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項（第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部国民健康保険課 №.011

処 分 名	保険税の賦課
処 分 の 概 要	保険者は、国民健康保険の特別会計において負担する、国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用、及び財政安定化基金拠出金の納付に要する費用、並びにその他国民健康保険事業に要する費用に要する費用に充てるため、世帯主に国民健康保険税を賦課すること。
根拠法令等・条項	地方税法 703条の4
処 分 基 準	<p>春日部市は、市の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主（市の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができます</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。）</li><li>二 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金の納付に要する費用</li><li>三 その他国民健康保険事業に要する費用</li></ul>
設 定 年 月 日	平成6年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■地方税法

第703条の4（第1項）

国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者（以下この節において「被保険者」という。）である世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課すことができる。

- 一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用を含む。以下この条において同じ。）
- 二 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金（第三項第一号ハにおいて「財政安定化基金拠出金」という。）の納付に要する費用
- 三 その他国民健康保険事業に要する費用